

防府市立華陽中学校

部活動運営方針

令和元 (2019) 年 1 0 月

令和4 年 3 月 改定

1 本運営方針の趣旨

本運営方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月/スポーツ庁)」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月/文化庁)」、「山口県 運動部活動の在り方に関する方針(平成31年3月/山口県教育委員会)」、「防府市中学校部活動運営方針(平成31年3月/防府市教育委員会)」を遵守することを原則としたうえで、本校の特色や地域性、実態に応じた部活動を運営することを目的として、上記の内容の一部を具体的に示したものである。

2 本校がめざす望ましい部活動の姿

本運営方針は、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点から、以下の点を重視して最適に実施されることをめざす。

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- (2) 運動部においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること。文化部においては、生徒が芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養をめざした教育の充実に努めること。

3 体罰・ハラスメントの根絶について

生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

4 活動計画及び活動報告について

- (1) 顧問は、年間・毎月の活動計画、毎月の活動報告(参考様式は市教委が作成する)を作成し、校長に提出する。また、担当部活動の活動方針等を定め、年度当初や3年生引退にともなう新体制発足時等に生徒・保護者に周知し、理解・協力を促す。
- (2) 校長は、本運営方針及び活動計画等を公表する。(学校だより、HP等)
- (3) 各部の顧問は、月末までに、翌月の活動計画を立て、部員全員に配付するとともに、部活動担当及び管理職に各1部提出する。また、長期休業中については、当番用の練習計画表も準備する。
- (4) 日本スポーツ振興センターの保険の適用を受ける場合は、関係月の活動計画表

を養護教諭に提出する。

5 活動日及び休養日の基準について

- (1) 学期中の週当たりの休養日の設定について
- ① 活動日が6日連続とならないように休養日を設定する。
 - ② 平日は少なくとも（原則水曜日）、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - ③ 大会等により、やむを得ず土曜日及び日曜日の両日とも活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
☆土曜日及び日曜日の両日とも活動することができる事由について
・土曜日及び日曜日の両日とも開催される「大会」※1に出場する場合
・「主たる大会」※2の1週間程度前に当たり、両日とも練習が必要な場合
 - ④ ①②③については、長期休業中も同様とする。
- (2) 長期休業中における適切な期間の連続休養日の設定について
- ① 学校が定める「学校閉庁日」等を活用して連続休養日进行設ける。
(市内共通連続休養日：夏季休業8月10日～16日
冬季休業12月29日～1月3日)
 - ② 可能な限り長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (3) 第3日曜日（家庭の日）の考え方について ※防府市中学校長会資料（R3,10）に準じる原則、活動は中止とする。ただし、以下の場合については、関係者の理解を得た上で活動してもよい。
- ① この日に開催される「大会」※1に出場する場合
 - ② この日が「主たる大会」※2の1週間程度前にあたり、練習が必要な場合
※7月末の防府市秋季体育大会（県体予選）は、3年生最後の公式戦となるため、該当する部については、7月の第3日曜日は練習可とする。
 - ③ 第3日曜日に活動した場合には、家庭の日の趣旨を踏まえ、代替の休養日を土日に設定すること。
- (4) その他
やむを得ず、「土曜日及び日曜日の両日とも部活動」「第3日曜日の部活動」「共通連続休養日の部活動」を行う場合、以下のことを徹底すること。
- ①管理職に予め相談する。（試合参加申込や練習計画提示の前に）
 - ②保護者に対して、部活動を実施すること及びこれに代わる休養日について、予め文書で通知する。

※1 ここで言う「大会」とは、〇〇協会、〇〇連盟等、主催がはっきりしているものとする。（中体連・中文連に限らない）なお、中体連専門部主催の「これまで実績のある大会」については含めるが、練習会・練成会等は該当しない。

※2 ここで言う「主たる大会」とは、「県大会・中国大会・全国大会」及び「中国・全国につながる県予選」とする。（中体連・中文連に限らない）

6 平日の朝練習や、放課後の活動終了時刻について

- (1) 1日の活動時間の制限について
 - ① 平日（授業日）は、長くとも2時間程度とする。
 - ② 朝練習は、「平日の活動日扱い」とする。また、実施する場合の活動時間は30分程度とし、放課後の活動時間との合計が長くとも2時間程度になるよう留意する。
 - ③ 土曜日及び日曜日（祝日や長期休業を含む）は、3時間程度とする。
- (2) 朝練習について
 - ① 活動時間は、7：15～7：55とする。
 - ② 顧問の指導のもとに行う。
 - ③ 生徒の集合は7：00以降とする。
 - ④ 大雨・暴風・積雪等が前日に予想される場合は、事前に中止連絡をする。
- (3) 放課後の練習について
 - ① 活動時間は、終学活終了後～総下校時刻の15分前までとする。
 - ② 片付けや着替えの時間を考慮して、総下校時刻に全員が正門を出られるように配慮する。
 - ③ 冬期に行われる大会に向けて、関係者の理解を得た上で、必要な一定の期間で時間を延長できる。
 - ④ 校外施設での練習や、休業日の通常練習についても終了時刻は同様とする。
 - ⑤ 各部で指示された場所で更衣をすることとし、原則教室では更衣をしない。終学活終了後、すみやかに活動場所に移動すること。
- ⑥ 年間総下校時刻

期 間	総下校時刻
4月1日 ～ 1学期末	18：30
夏休み初日 ～ 新人大会	18：00
新人大会後 ～ 10月31日	17：30
11月1日 ～ 1月31日	17：00
2月1日 ～ 2月末日	17：30
3月1日 ～ 3月31日	18：00

7 活動場所や荷物等の管理場所について

- (1) 活動場所は原則、グラウンド、体育館、校舎内、学校敷地内とする。ただし、体育館やグラウンドの割当上、十分な活動ができない場合、校長の許可を得て校外の施設を使用してもよい。
- (2) 体育館やグラウンドなど、複数の部で活動場所が重複する場合、前月に担当が希望をとりまとめ、割り当てを決定する。
- (3) 荷物は、原則、顧問の指示のもと、指定された場所に部でまとめて保管する。日頃から荷物の整理・整頓を心がける。

8 生徒や保護者への連絡体制について

- (1) 練習計画表、大会・練習試合ごとのプリント、連絡網、一斉メール等によって周知する。
- (2) 部活動単位の父母会や後援会がある場合、少なくとも年2回（年度初め、年度末、代替わりの時期等）の総会を開いて規約や活動内容を関係者に周知するとともに、適切に運営されているかを顧問が常に把握しておく。

9 校外で活動する場合の施設利用方法や移動方法について

- (1) 校外の施設を使用する場合、顧問が手続きするものとする。
- (2) 校外の施設で活動する場合も、終了時間は、中学校内での練習終了時刻に準じる。
- (3) 校外で活動する場合は、練習計画表に必ず会場・時間等を記入する。
- (4) 宿泊を伴う活動に参加する場合は、必ず事前に管理職に要項を添えて相談する。
- (5) 近隣の会場への移動は自転車を利用する。その際、自転車通学生以外は「部活動用」の許可シールを貼る。
- (6) 遠方（市外・近県）への移動は原則、公共交通機関を利用した集団移動、または現地集合とする。貸し切りバスの利用もあり得る。保護者の了解が得られた部については、自家用車に同乗することもある。同乗承諾書、スポーツ安全保険（任意）の加入書類は各部で配付、回収すること。（部活動担当フォルダ内）

10 生徒の健康管理について

- (1) 各部活動の特性や活動環境、生徒の発達の段階に応じた安全な指導が行われるように配慮する。
- (2) 顧問は、生徒の健康状態の把握、活動場所や使用器具等の整備・点検を適宜行い、生徒の安全管理と事故防止に努める。健康状態が心配される場合は声をかけて確認するとともに、日頃から体調が悪い場合には自分から報告できる雰囲気をつくっておく。また、生徒自身が、健康管理や活動時の安全確認に関心をもつよう指導する。
- (3) 活動中のけがについては、顧問で処置する。必要があれば養護教諭や救急車を要請する。
- (4) 特定の部活動で感染症等の流行があった場合には、協議の上、学年または全体の活動を停止する。
- (5) 顧問は、活動時の暑さ指数（WBGT）や気象条件について留意し、適切な休養や水分補給、活動中止等の判断を行う。また、活動の中止や中断に備えて、判断基準を明確にするとともに、保護者や医療機関への連絡体制を整えておく。
- (6) 顧問は、定期的に、応急手当や心肺蘇生法、AEDの使用方法について研修を受けることとし、生徒にも事故発生時の行動について指導する。

【参考】

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(公財) 日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2013)より

1 1 徴収金や参加費の管理と運用について

- (1) 各部の年間予算は、所属している部員数によって金額が決定し、生徒会費から配当される。年度途中に追加で物品の購入が必要となった場合、管理職の承認のもと、予備費で対応する。
- (2) 県大会への交通費は、学校徴収金から該当する部に支出される。その際顧問は、実費または公共交通機関利用時の金額を、大会1週間前までに所定の様式により事務所に請求する。支給された費用は、実費として支出者に支払うか、父母会に納入して適切に分配する。
- (3) 父母会等で月ごとの集金がある場合、必ず出納帳をつけ、年度末または代替わりの時期に各部で監査を行い、顧問及び保護者に報告する。
- (4) 大会参加費等については、顧問または父母会で徴収し、その都度処理する。
- (5) 防寒着やユニフォーム等の衣類の購入については、未払いを防止するために、原則として、代金を添えて申し込む。

1 2 その他必要な事項について

- (1) 臨時部が大会に参加する際は、本校教職員が顧問とし引率業務にあたる。引率できない場合は、保護者引率とする。
- (2) 外部指導者については、校長の承認を受け、山口県中学校体育連盟に申請・登

録する。

- (3) 教員の「働き方改革」や「持続可能な運営体制の確立」の観点から、外部人材の活用を意識した運営や教員の勤務負担軽減をめざす。部活動指導員は「防府市部活動指導員就業要綱」に沿って防府市が採用し、学校のニーズに合わせて配置される。